

低炭素建築物新築等計画の認定の申請に係る手数料分

【大田原市】

(1) 住宅部分の認定を受ける場合

次に掲げる場合の区分（申請の戸数）に応じ、それぞれ次に定める金額			
区 分		(a) 適合書添付の場合	(b) (a) 以外の場合
一戸建ての住宅		4,000円	33,000円
共同住宅等 (申請の戸数)	1戸	4,000円	33,000円
	2～5戸	9,000円	66,000円
	6～10戸	15,000円	93,000円
	11～25戸	25,000円	130,000円
	26～50戸	43,000円	187,000円
	51～100戸	77,000円	268,000円
	101～200戸	121,000円	363,000円
	200戸超	153,000円	476,000円

※認定を受けた低炭素建築物新築等計画の変更にあつては、既に認定を受けた住宅部分については、それぞれの手数料の1/2の額【※戸数が増える場合は、新規の別申請】

※300戸超の認定区分については、長期優良住宅と同様に設定しない。

(2) 建築物全体の認定を申請する場合

①共同住宅等の場合（同時に住宅部分の認定申請をする場合を含む）

次に掲げる金額を合計した金額（(i) + (ii) + (iii)）			
(i) 建築物全体の戸数に応じ、それぞれ次に定める金額（(1)と同額）			
共同住宅等 (申請の戸数)	1戸	4,000円	33,000円
	2～5戸	9,000円	66,000円
	6～10戸	15,000円	93,000円
	11～25戸	25,000円	130,000円
	26～50戸	43,000円	187,000円
	51～100戸	77,000円	268,000円
	101～200戸	121,000円	363,000円
	200戸超	153,000円	476,000円
(ii) 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額（共同住宅の共用部分）			
共用部分の床面積の合計が300㎡以内の場合		9,000円	104,000円
300㎡超え 2,000㎡以内の場合		25,000円	172,000円
2,000㎡超え 5,000㎡以内の場合		77,000円	267,000円
5,000㎡超え10,000㎡以内の場合		121,000円	343,000円
10,000㎡超え25,000㎡以内の場合		153,000円	410,000円
25,000㎡超えの場合		191,000円	478,000円
(iii) 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額（非住宅の部分）			
非住宅部分の床面積の合計が300㎡以内の場合		9,000円	229,000円
300㎡超え 2,000㎡以内の場合		25,000円	366,000円
2,000㎡超え 5,000㎡以内の場合		77,000円	521,000円
5,000㎡超え10,000㎡以内の場合		121,000円	639,000円
10,000㎡超え25,000㎡以内の場合		153,000円	753,000円
25,000㎡超えの場合		191,000円	860,000円

※認定を受けた低炭素建築物新築等計画の変更にあつては、それぞれの手数料の1/2の額【※戸数、共用部分、非住宅部分が増える場合は、それぞれ当初の手数料の額】

②非住宅の場合

次に掲げる金額を合計した金額 (①の(iii)と同額)		
非住宅部分の床面積の合計が300㎡以内の場合	9,000円	229,000円
300㎡超え 2,000㎡以内の場合	25,000円	366,000円
2,000㎡超え 5,000㎡以内の場合	77,000円	521,000円
5,000㎡超え10,000㎡以内の場合	121,000円	639,000円
10,000㎡超え25,000㎡以内の場合	153,000円	753,000円
25,000㎡超えの場合	191,000円	860,000円
※認定を受けた低炭素建築物新築等計画の変更にあつては、それぞれの手数料の1/2の額【※非住宅部分が増える場合は、当初の手数料の額】		

●建築基準法第6条第1項の規定に基づく建築基準関係規定への適合審査申請手数料分

次に掲げる金額を合計した金額		
1 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額		
床面積の合計が30㎡以内の場合		9,000円
30㎡超え 100㎡以内の場合		16,000円
100㎡超え 200㎡以内の場合		28,000円
200㎡超え 500㎡以内の場合		43,000円
500㎡超え 1,000㎡以内の場合		66,000円
1,000㎡超え 2,000㎡以内の場合		94,000円
2,000㎡超え 10,000㎡以内の場合		190,000円
10,000㎡超え 50,000㎡以内の場合		310,000円
50,000㎡超えの場合		560,000円
2 構造計算適合判定を要する建築物ごとに次に掲げる構造計算適合判定の区分に応じ、それぞれ次に定める金額		
(1) 大臣認定プログラムにより適正に行われたものであるかの判定 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれの定める金額		
床面積の合計が1,000㎡以内の場合		115,350円
1,000㎡超え 2,000㎡以内の場合		143,700円
2,000㎡超え 10,000㎡以内の場合		157,350円
10,000㎡超え 50,000㎡以内の場合		199,350円
50,000㎡超えの場合		337,950円
(2) (1)に掲げる判定以外の構造計算適合判定 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額		
床面積の合計が1,000㎡以内の場合		166,800円
1,000㎡超え 2,000㎡以内の場合		222,450円
2,000㎡超え 10,000㎡以内の場合		255,000円
10,000㎡超え 50,000㎡以内の場合		336,900円
50,000㎡超えの場合		619,350円
3 建築設備が設置される建築物については一の建築設備ごとに、それぞれ次に定める金額		
昇降機		15,000円
小荷物専用昇降機		7,000円

※構造計算適合性判定が適用される場合は、法の規定に基づかない判定となるため、県手数料条例第442項の1のロに規定する判定手数料に消費税相当金額を加算した金額